

「第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画」（案）にいただいたご意見と県の考え方

整理番号	ページ	項目	お寄せいただいたご意見	長野県の考え方
1	P9	暴力を許さない社会の実現のための啓発の強化	高校生に限らず、全世代でDVという用語の認知度を高めることが必要と考えます。全体での認知度を示す指標が望ましいと考えます。	ご意見の趣旨を踏まえ、「DV（配偶者からの暴力）の認知度」を数値目標にしました。
2	P9	暴力を許さない社会の実現のための啓発の強化	講演会、出前講座、リーフレット配布といった対策では効果が疑問です。 特に、DV加害者の多数を占める成人男性にはほとんど効果がないと思われます。 決め手となる代案は出せませんが、例えば明石市のように首長が強いメッセージを発するくらいのことはしてもよいのではないのでしょうか。 子供向けの対策としてCAPワークショップが有効であることは理解しますが、加害者（特に成人男性）を放置しておいて子供ばかり対策をしるというのは理不尽です。	ご意見の趣旨を踏まえ、暴力を生み出さない社会づくりのため、加害者（成人男性）を含めた今後の普及啓発活動を検討する際の参考とさせていただきます。
3	P13	Ⅱ 相談体制の充実	行政の対応のみでは限界がありますので外部委託するなり、しっかりとした体制を取って下さい。 (理由)行政は土日休みですが、被害者は平日に電話できなケースもあります。また、緊急を要している場合もあり被害者側に寄り添ってない体制です。	当県では24時間365日いつでもDV等の相談を受け付けられるよう「児童虐待・DV24時間ホットライン」を公益社団法人長野県社会福祉士会に委託し、開設しております。 これにより、行政相談窓口の閉庁時間帯にも相談を受け付けられる体制を整えております。 本窓口につきましてはホームページへの掲載や啓発用カードの配布等により周知を行っているところでありますが、今後も引き続き本窓口の周知に努めてまいります。 また、ご意見の趣旨を踏まえ、被害者に寄り添った対応等、相談員全体の資質向上に引き続き努めてまいります。
4	P13	Ⅱ 相談体制の充実	担当者の危機感と迅速な対応をとれる定期的に事例を出しながら研修を行ってください。 (理由)行政では子供支援課が初めの窓口になりますが、行政によっては危機感がなく、あまりの対応のひどさに被害者が不信感を持ちます。当事者にしかわからない苦しみがあり、はじめの窓口の対応はその後の結果にも影響します。	関係機関との十分な連携及び意識の共有については県全体の相談体制の強化の観点から重要であると認識しております。ご意見の趣旨を踏まえ、今後も女性相談員等に対する研修等の充実に努めてまいります。

「第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画」（案）にいただいたご意見と県の考え方

整理番号	ページ	項目	お寄せいただいたご意見	長野県の考え方
5	P13	Ⅱ 相談体制の充実	<p>DV認定の見直し、女性相談員の人数、と体制の見直しをお願いします。</p> <p>（理由）                      現在、DV認定を証明するのにあまりにも時間がかかり、事務的で被害者の心の傷を無視しています。またDV認定を申請しても認定してもらえないかわからという状況で被害者が話せるはずがありません。私どもの地域には女性相談員がいないので長野市まで行って欲しいと言われました。また、被害者は金銭的に余裕がないケースがあり、交通費にお金をあてられないです。女性相談員も完璧ではありません。場合によっては男性相談員をいれるなどの対応も必要です。</p>	<p>「配偶者からの暴力被害の申出に係る証明書」（いわゆるDV相談証明）は、DVを理由として公的機関等が被害者からの相談を受けたことを証明するもので女性相談センター、配偶者暴力相談支援センターが発行しています。お住まいの市町村に女性相談員が配置されていない場合は、10圏域の保健福祉事務所の女性相談員に相談していただき、DV相談証明を必要とする場合、相談先の窓口に出書書を提出していただければ、後日証明を交付しています。</p> <p>なお、女性相談員の配置を含む市町村の相談体制強化につきましては、全ての市に女性相談員を配置することを数値目標に掲げ取り組むこととしており、引き続き推進してまいります。</p> <p>被害者への経済的支援に関しては状況に応じて生活保護の適用や民間団体からの支援の案内等を行っているところであり、また、状況に応じて男性職員による対応等させていただいておりますが、ご意見の趣旨につきましては今後の事業検討の際の参考とさせていただきます。</p>
6	P15	外国人・男性被害者等への対応の充実	<p>この項目が、おまけのように他と一括りにされているのは根本的に疑問です。本来は被害者対策と同等の扱いでは？加害者更生を抜きにして被害者の支援だけがDV対策でよいのでしょうか。国の調査研究や他都道府県で取り組みがあるなら、今ここまで来ていると紹介してください。</p> <p>民間有志が加害者対策を実施していることは民間支援者の広く知るところと思われ、国の統一見解がないからと言って「未解明な部分が多い」では物足りなさを感じます。</p>	<p>加害者更生のための施策は、DV防止に向けて考えられる重要な施策の1つであると認識しております。令和2年度には国において加害者更生のためのプログラムについて調査研究がなされ、その有効性について明示されていない点はあるものの、成果や課題について示されているところです。加害者更生のための施策については、引き続き国や他県の状況把握を行い、関係施策への反映等、具体的な取り組みに向けて検討を行ってまいります。</p>
7	P18	Ⅲ 保護体制の強化	<p>シェルター、生活の費の支援の強化をお願いします。</p> <p>（理由）現在シェルターが不足しているように感じます。また、シェルターは子供が18歳以上は使えないケースがあり柔軟な対応ができていません。制度改正が厳しければ民間の協力を得てシェルターに変わるものを作る必要があります。また、生活費等、金銭的に余裕がないなかで、税金、健康保険、年金などの負担が厳しいです。全て前年度の所得で計算され、現時点で支払いが厳しく、離婚が長引く場合、母子手当、子育て手当などももらえないです。</p>	<p>一時保護については、同伴児の年齢を含め、多様なニーズを考慮した一時保護委託施設の確保を検討します。また、ご意見の趣旨を踏まえ、民間支援団体との連携についても検討を進めてまいります。</p> <p>また、被害者への経済的支援に関しては状況に応じて生活保護の適用や民間団体からの支援の案内等を行っているところですが、ご意見の趣旨につきましては今後の事業検討の際の参考とさせていただきます。</p>

「第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画」（案）にいただいたご意見と県の考え方

整理番号	ページ	項目	お寄せいただいたご意見	長野県の考え方
8	P20	IV自立支援の強化	教育委員会との連携と保険証の速やかな発行をお願いします。 （理由）DV被害の場合、身の安全を確保する目的で完全に離婚が成立するまで住民票を移せません。しかし住民票を移さないと学校に行けないという課題があります。住民票を移さなくても特例で学校へ通える制度をもうけたいです。また、離婚が成立するまで、子供の保険証が発行できません。	同伴児の区域外入所・就学等については、弾力的な受け入れが行われるよう保育担当部署や教育委員会との連携を引き続き図ってまいります。 保険証の発行については、被害者及び同伴児の個別の状況に応じて、引き続き適切な支援を行ってまいります。
9	P22	子どもへの支援	同伴児の心のケアについては、母親への支援や医療機関との連携が必要です。 また、一時保護施設退所後は、引き続き地域で適切な支援を受けられるよう、地域支援者を含めた地域支援体制の充実が必要と考えます。	該当箇所の現状及び今後の取組について、被害を受けた親への支援や医療機関との連携についての記載を追加しました。また、一時保護所退所後の支援についても記載を追加しました。
10	-	全般	被害者が支援にアクセスする際の負担を極力低減する工夫をお願いします。被害者は気力や思考力が低下し、電話やメール、申請書の記入はもちろん、情報検索すらできない状態である場合もあります。	ご意見の趣旨を踏まえ、今後、被害者が各支援機関にアクセスしやすい環境整備に向けた検討を行うよう周知してまいります。